

# 全日本アンサンブルコンテスト実施規定

昭和59年7月1日

改定 平成元年11月22日 平成3年11月22日 平成7年7月7日 平成10年3月20日 平成14年11月22日  
平成17年5月27日 平成20年3月19日 平成25年3月19日 平成25年11月22日 平成26年3月20日  
平成27年3月20日

## (総 則)

**第1条** 本大会は、各支部連盟で開催される予選に於いて選出されたグループが参加して、毎年3月に実施する。

**第2条** 理事会は、毎年3月末日までに、次年度の本大会について、実施会場など必要事項を決定する。

**第3条** 部門順序及び出演順序は、理事会で決定する。

**第4条** 選出母体となる支部連盟は次のとおりとする。

北海道吹奏楽連盟	東 北吹奏楽連盟
東関東吹奏楽連盟	西関東吹奏楽連盟
東京都吹奏楽連盟	東 海吹奏楽連盟
北 陸吹奏楽連盟	関 西吹奏楽連盟
中 国吹奏楽連盟	四 国吹奏楽連盟
九 州吹奏楽連盟	

## (実施部門)

**第5条** 実施部門は次のとおりとする。

- ① 中学校の部 ② 高等学校の部 ③ 大学の部 ④ 職場・一般の部

## (参加規定)

**第6条** 各グループの編成は3名以上8名までとする。

**第7条** 各部門の参加資格は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上のグループに重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

- ① 中学校の部  
同一中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。)
- ② 高等学校の部  
同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)
- ③ 大学の部  
同一の大学に在籍している学生とする。

④ 職場・一般の部

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

**第8条** 参加グループの人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

**(演奏)**

**第9条** 参加グループは任意の1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。

**第10条** 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成及びリコーダーの使用は認めない。

2 同一パートを2名以上で演奏することは認めない。

3 独立した指揮者は認めない。

**第11条** 演奏曲は支部大会で演奏したものとする。

**第12条** 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けずに本大会に出場することは認めない。

(注) 1) 作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。

2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

**第13条** 演奏時間は5分以内とする。

**第14条** 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

**(審査・表彰)**

**第15条** 審査員は理事会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の人数は原則として7名とする。

2 審査方法は本大会審査内規による。

**第16条** 表彰は、各部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。

**(支部代表)**

**第17条** 本大会に各支部連盟より選出するグループ数は、全国大会支部代表数の設定基準に基づいて、その年度ごとに理事会で定める。ただし、同一団体からは1グループとする。

2 各支部連盟は、本大会開催日の3週間前までに支部大会を実施し、代表グループを全日吹連に報告する。

**(その他)**

**第18条** 本大会実施に当たって、理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

**第19条** 本大会実行委員は、その年度ごとに選出する。

**第20条** その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。

**第21条** この規定は、理事会の決議により改定することができる。

## 全日本アンサンブルコンテスト審査内規

昭和58年5月28日

改定 昭和63年3月6日 昭和63年7月2日 平成25年3月19日 平成25年7月5日 平成26年3月20日

平成27年3月20日

**第1条** この内規は、本大会実施規定第15条・16条に基づき、審査方法と賞の決定方法について定めるものである。

**第2条** 審査員は、各部門ごとに、A（金）・B（銀）・C（銅）の3段階で評価する。

**第3条** 審査員は、各部門ごとに、審査説明会で示されたA・B・Cの数を厳守し、審査を行う。

2 A・B・Cの数については、その年度ごとに理事会で定める。

**第4条** 賞の基準は次のとおりとする。

- ① 審査員の過半数がA評価・・・金賞
- ② 審査員の過半数がC評価・・・銅賞
- ③ ①・②以外・・・・・・・・・・銀賞

※ 各賞の数については制限を設けない。

**第5条** 第4条に基づいて、理事長が賞を承認・決定する。

**第6条** この内規は、理事会の決議により改定することができる。

※第3条の「審査員が付けるA・B・Cの数」については、下記のとおりです。

【中学校の部、高等学校の部、職場・一般の部】・・・A（8）B（7）C（7）

【大学の部】・・・A（4）B（4）C（3）

